

危機管理マニュアル

津野町立葉山中学校

緊急時における教職員の対応

1, 3つの基本

- その場にいる教職員一人一人が、生徒の生命、安全の確保を第一義とする。
- 指揮・命令の徹底を図り、学校としての組織的な対応を行う。
- 津野町・地域・保護者や警察と一体となって取り組む。

2, 危機の対応

- 「さ」 最悪のことを考えて
- 「し」 慎重に、複数で
- 「す」 すばやく、臨機応変に
- 「せ」 誠意を持って
- 「そ」 組織で

3, 情報の対応

- 誠意を持って対応する。
- 教職員は情報を共有する。
- 情報の一元化・窓口の一本化をする。（校長もしくは教頭。話せる内容を確認し簡単な文面を作成する。「ただ今その件につきましては調査中です。申し訳ございませんが電話ではお答えできません。おこしいただければ校長が対応します」「○時より△△室で校長の記者会見を行います」等）
- 確実な事実のみを説明する。（疑問や不明な事柄については軽率に話さない。）
- 人権及び個人のプライバシーを厳守する。
- 必要に応じて記者会見を設定する。（取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り記者会見を開く。校内に入って直接生徒への取材は断る。）

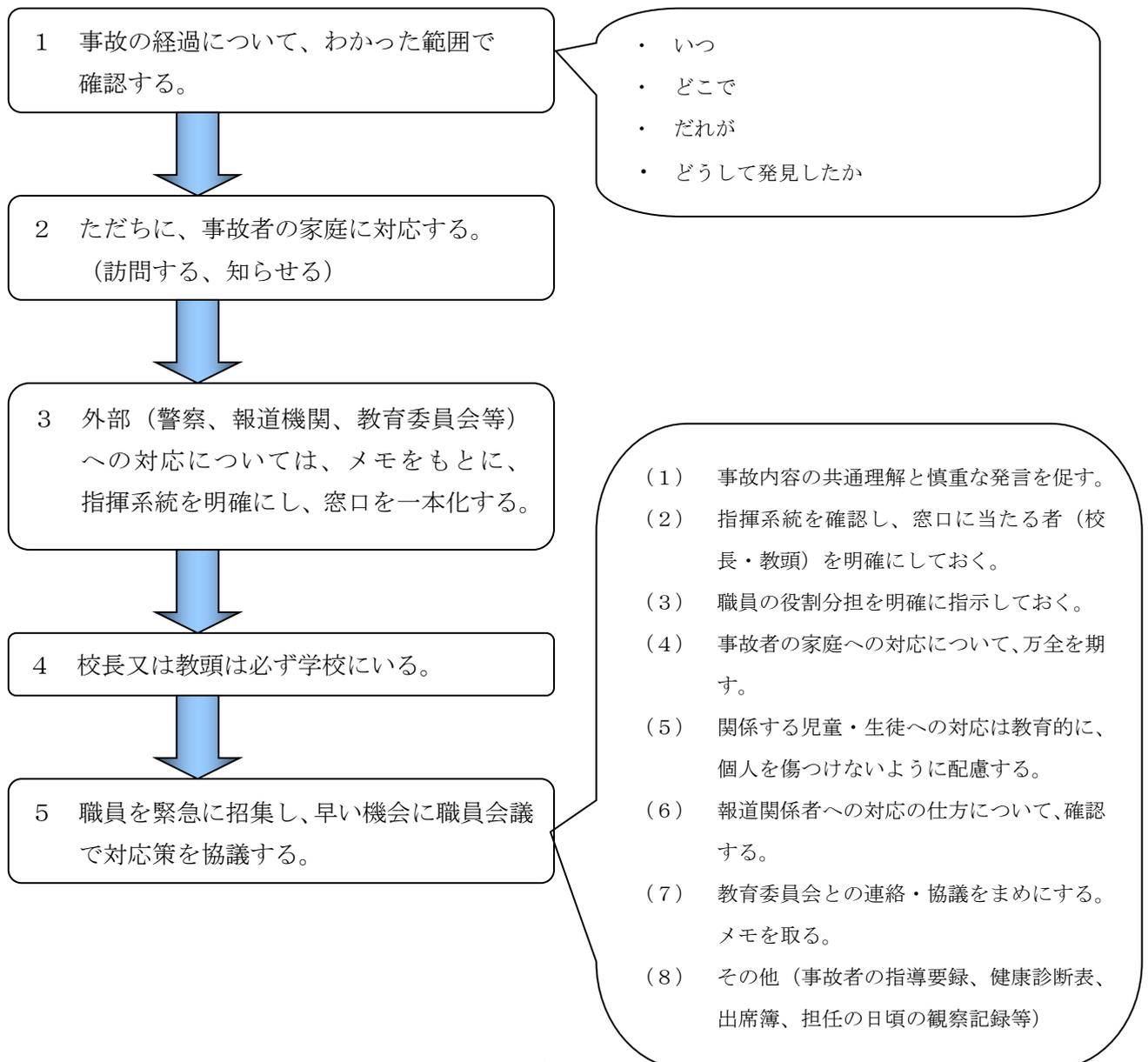
4, 地震発生時の教職員の参集体制〈ページ（2）参照〉

- 第1 配備＝津波注意報が発表：校長・教頭の情報確認
- 第2 配備＝震度4：あらかじめ指定された教職員①
- 第3 配備①＝震度5弱：あらかじめ指定された教職員②
- 第3 配備②＝震度5強又は町災害対策本部設置：全教職員

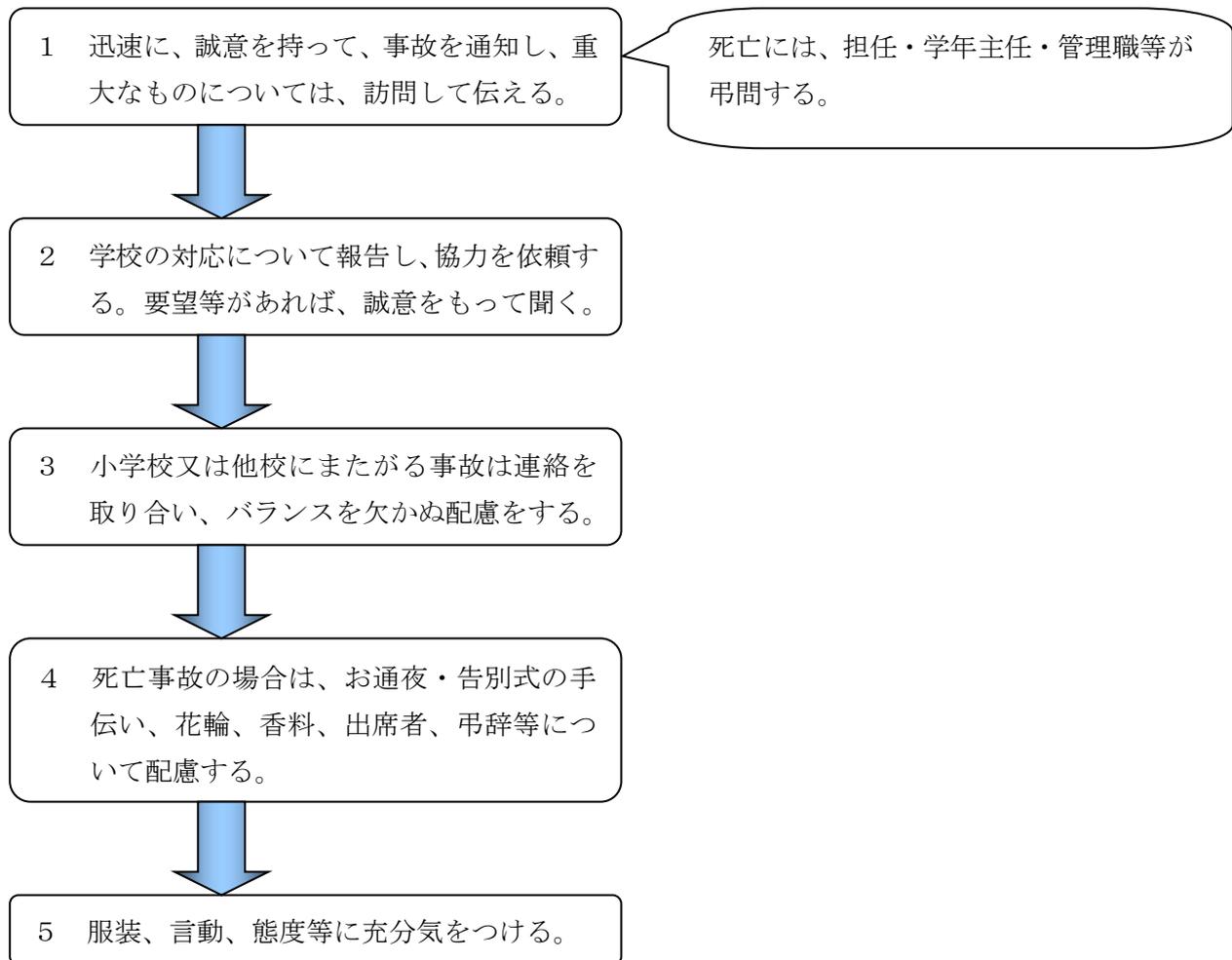
校内事故への対応マニュアル

対応の基本	対応のポイント
1 情報と事態の收拾	1 的確な判断
2 事態の本質（核心）を見抜く力	2 迅速な措置
3 タイミングの感覚	3 誠実な対応
4 見通しの鋭敏な察知	4 詳細な記録
5 妥協と秘密保持	5 窓口の一本化

I 学校の取るべき処置



II 事故者の家庭への対応



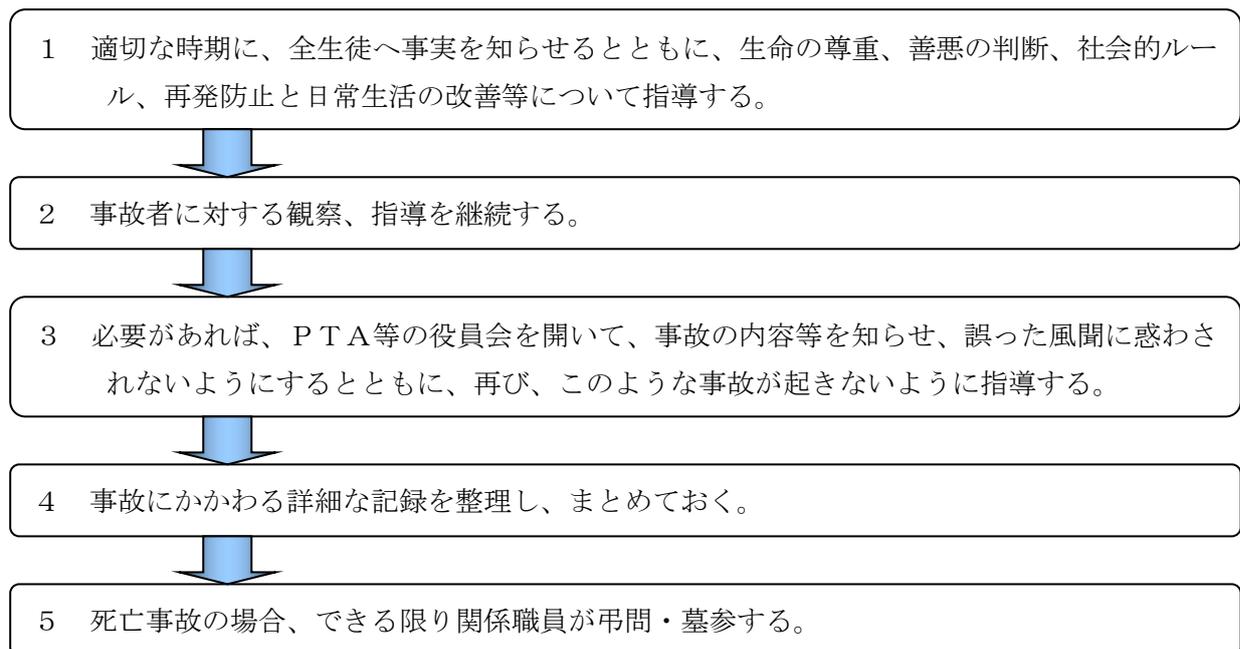
III 警察での事情聴取について

1	事件の解決に協力する態度を忘れない。
2	事実については誠実に対応する。(たとえ、自校・自己に不利であっても)
3	予見や予測で陳述しない。(自分の関係したことだけについて述べる。)
4	警察の心証を害さないように充分配慮する。
5	関係する生徒について、教育的配慮をお願いする。
6	関係教育機関への影響を配慮して答える。

IV 報道機関への対応について

1	指揮系統の明確化と窓口の一本化をする。
2	誠意をもって、拒否的態度をとらない。(悪感情を与えない)
3	予見・予測で話さない。確認できた事実についてだけ答える。(自分の関係したことだけ)
4	あらかじめ、メモしておき、どの社にも同じ対応をする。 (明確になっていないことについては、「調査中です。」、「警察にお聞きください」など。)
5	コメントしたことは、メモしておき、責任を転嫁するような表現は避ける。
6	関係機関への影響を配慮して対応する。
7	教育的配慮をお願いする。

V その後の措置について



VI 学校運営上の配慮事項

1	創意を生かし、生徒が生きがいを感じる教育活動を展開する。
2	生活指導を効果的に促進するための効果的な校内体制づくりをさらに進める。
3	自主性、自発性を大切にしながら、規則正しい生活、善悪の判断、好ましい人間関係等について指導する。
4	一人一人の生徒との心のふれあいを通して生徒理解に努める。
5	家庭（P T A）との連携を密にし、生徒の健全育成を図る。
6	小・中・高校相互の協力関係を密にするとともに家庭、地域の関係機関・団体等との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導の促進に努める。

VII 具体的指導場面について

1	学級担任による、事例を通した、きめ細かな指導の徹底
	(1) 教科、道徳、特別活動等の授業を通しての指導
	(2) 休み時間、給食指導、清掃指導、朝や帰りの短学活を通しての指導
	(3) 教育相談活動を通しての指導
	(4) 郊外生活、家庭での生活状況を把握した上での指導
2	他の教師と連携（連絡、報告、相談）した指導の徹底
	(1) 教科担任との連携
	(2) 生徒会活動担当者との連携
	(3) 学校行事、集会活動等での関係教師との連携
	(4) 保健・安全活動等での関係教師との連携

事件概要把握シート		の件に関して	
津野町立葉山中学校 〒785-0213 高知県高岡郡津野町白石丙155番地 電話 0889-56-3116 F A X 0889-40-2302		記入者	
事件発生日時	平成 年 月 日 ()	時	分頃
場 所			
当事者について	生徒の場合	学年 (中学 年生) 性別 (男子 ・ 女子) 氏名 () 学年 (中学 年生) 性別 (男子 ・ 女子) 氏名 () 学年 (中学 年生) 性別 (男子 ・ 女子) 氏名 ()	
	教職員の場合	年齢 (歳) 性別 () 職名 () 氏名 () 年齢 (歳) 性別 () 職名 () 氏名 ()	
	不審者の場合	<u>不審者の風体</u> 性別 () 年齢 () 位、身長 () cm 位、体格 () 頭髪の色 () 長さ () 眼鏡 (有 無) その他気付いたこと	
何を (誰に)			
どうした			
(理由・目的等が分かれば)			
校長のコメント			
公表	可否	() 公表してもよい。 () 公表を差し控えていただきたい。	
	理由	生徒が特定される恐れのあることから、当事者の人権に配慮して、 (全て、 _____ に関しては) 公表を差し控えていただきたい。	

不審者侵入時対応マニュアル

〈校庭・校舎玄関に侵入した不審者への対応〉

不審者の校内への立ち入り

不審者へは複数で対応

声をかけ、「どちらさまですか」
来校理由を尋ね、「何かご用ですか」
退去を求める。
危害を加える恐れがあるかないかを見極める。

重大なことが予想される場合（危機管理体制に入る）

職員へ連絡を行う。
暴力行為抑止と退去の説得を行う。
男性教員は現場へ、女性教員は授業場所へ急行。
駐在所・警察へ連絡する。委員会・分室へ支援を要請。
状況により緊急対応する さすまた等防具の用意

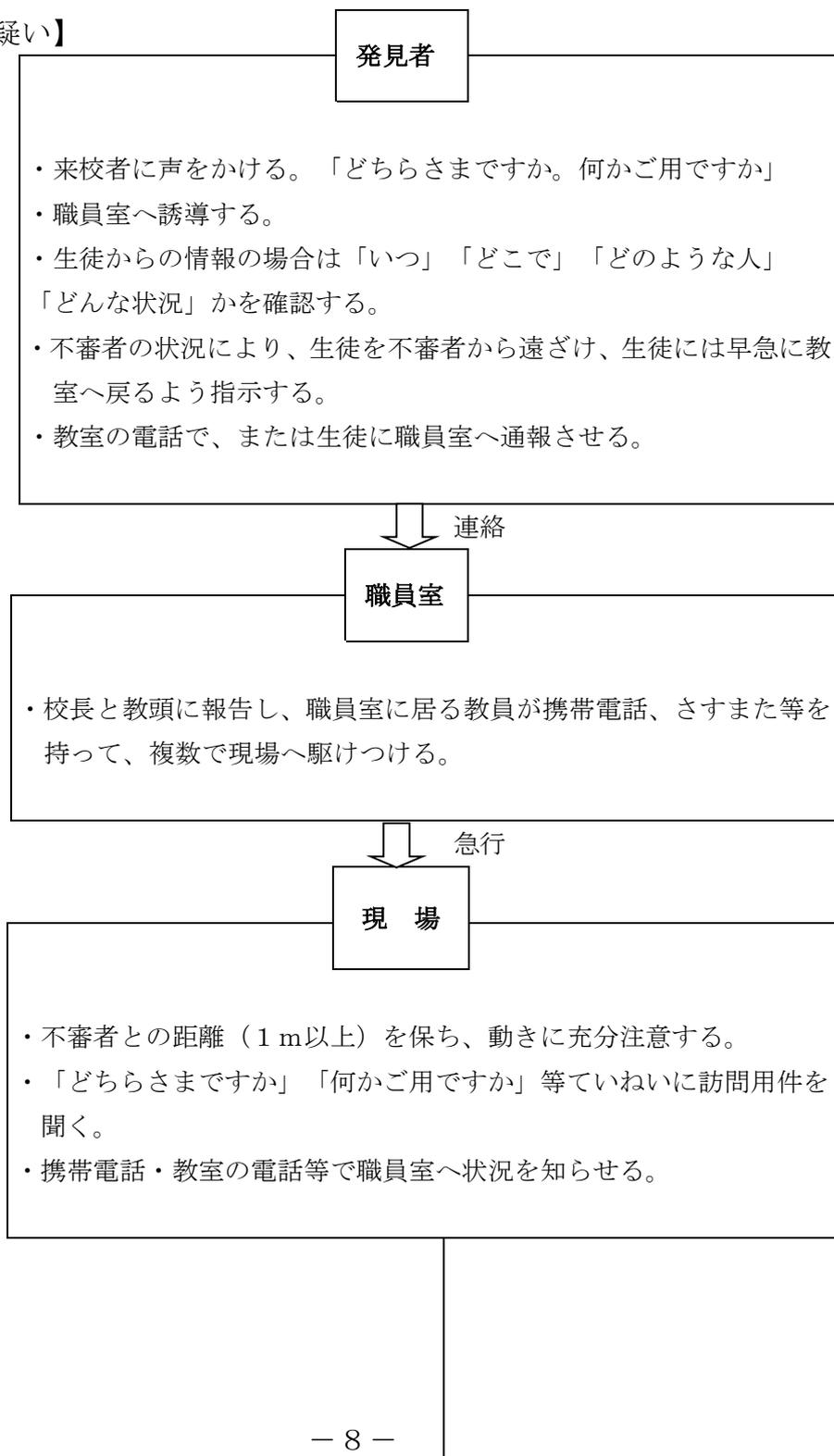
生徒の安全を確保

暴力の抑止と被害拡大の防止
移動を阻止
全校への周知（電話・放送）と生徒の確認
(校長もしくは教頭は生徒の安全な場所への誘導を決定)

不審者の警察による確保

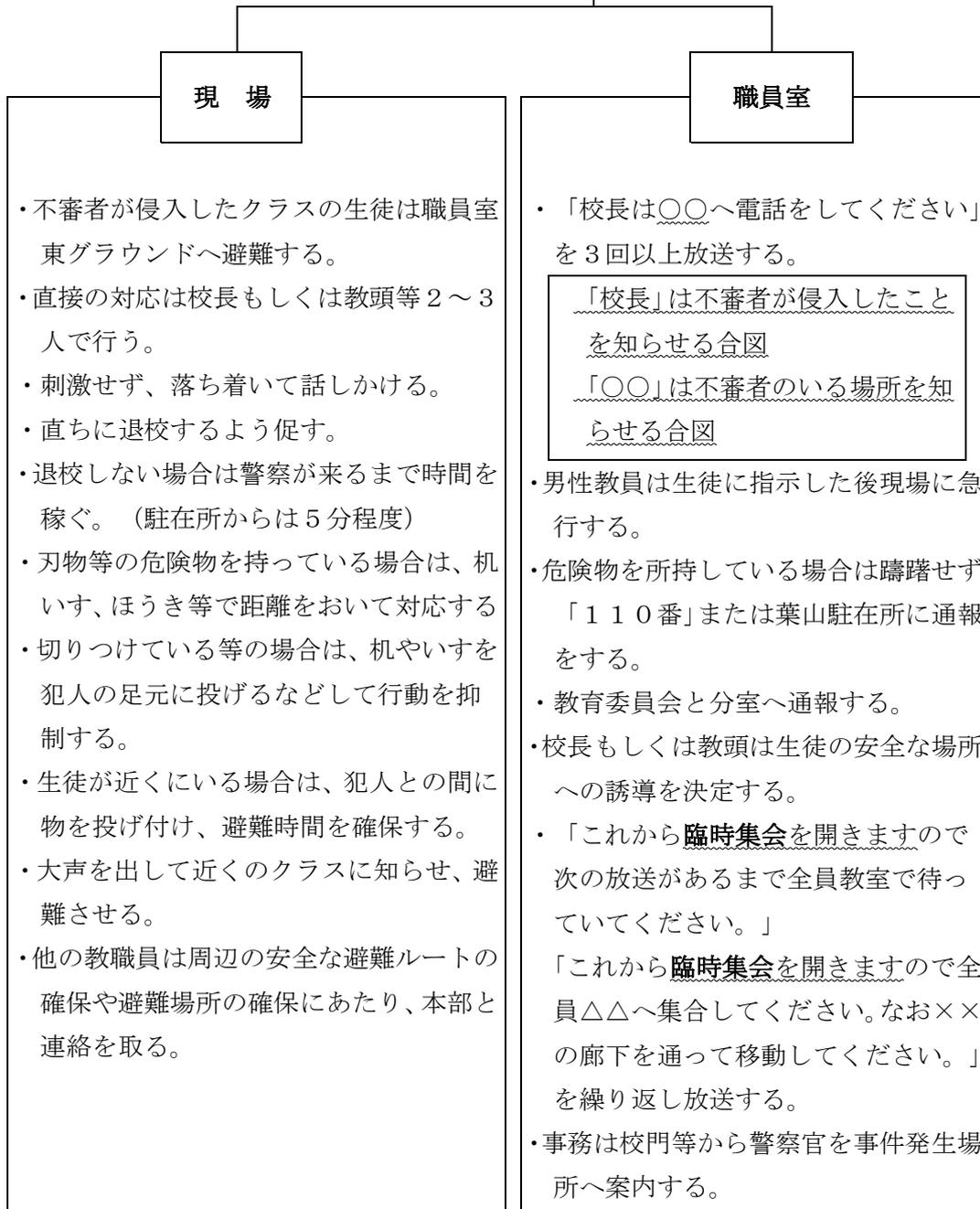
〈校舎内教室付近に進入した不審者への対応〉

【不審者の疑い】



【不審者として認識】

危機管理体制に入る



【授業中の場合】

- ・授業をしていない教職員は、校長もしくは教頭と事務と養護教諭を残して現場へ駆けつける。
- ・授業者は、生徒と共に教室で待機する。
- ・人員を確認（トイレや保健室に行っている者はいないか）し、所在が不明な者がいたら、本部に連絡する。

- ・連絡を受けたら、事務と養護教諭はトイレや保健室を確認する。
- ・授業者は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、生徒に説明をし、次の放送を待つ。
- ・現場へ行く教職員の一部は、安全な避難ルートを確保する。

【休み時間の場合】

- ・担任以外は、校長もしくは教頭と事務と養護教諭を残して現場へ駆けつける。
- ・事務もしくは養護教諭は放送で生徒に早急に教室に戻るよう、または避難場所へ集合するよう指示する。
- ・学級担任は教室または避難場所へ急行し、生徒の人員を確認し、所在が不明な者がいたら、本部に連絡する。
- ・連絡を受けたら、事務と養護教諭はトイレや保健室を確認する。

【けが人に対して】

- ・けが人が出た場合は早急に本部へ連絡する。
- ・教頭または事務は、救急車を要請する。
- ・養護教諭は現場へ駆けつけ、応急手当をし、けがの状況を本部へ連絡する。
- ・救急車でけが人を搬送する場合は、教職員の1名が必ず同乗する。
- ・保護者に「病院名」「けがの状況」を連絡する。
- ・教育委員会等へ報告する。

【その他の子どもに対して】

- ・教育委員会と協議の上、生徒を下校させるかどうか判断する。
- ・下校させる場合は、緊急時の下校体制（教職員が通学路の安全確認をする。また保護者に電話連絡をする等の処置）をとる。

【その他の対応】

- ・マニュアルを基本とするが、状況に応じて在校する教職員が柔軟な対応をする。
- ・マスコミ対応の窓口は、校長もしくは教頭に一本化する。
- ・教頭または教務主任は時系列で記録用紙に記録をとる。

【事故後の対応】

- ・速やかに、教育委員会と協議の上、保護者会を開き説明をする。
- ・保護者会では、事件の経緯やその後の方針を示す。
- ・PTA役員会へ報告し、協力要請する。
- ・必要に応じて、警察の巡回の要請やカウンセラーの配置等を検討する。

記録用紙

日 時	状 況 ・ 対 応 等	備 考

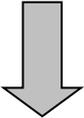
火災発生時マニュアル



非常ベル

初期消火

- 消火班（2人以上）は、作動板で場所を確認し、消火器と携帯電話を携帯し現場へ直行する。
- 出火場所を職員室へ知らせ（携帯電話または1人が走って）、初期消火をする。（消火器・消火栓）
- 通報連絡班は、消防署へ連絡する。非常ベルのサイレンをとめる。



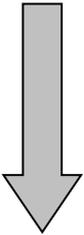
避難の指示

※避難経路の確認をし、
 ○○より出火しました。校舎内は危険ですので△△の階段を使って全員運動場へ避難しなさい。



避難

- 「避難しなさい」の放送で、避難誘導班は、落ち着いて、素早く歩いて避難させる。



避難後の安全確認・安全確保・状況報告

- 「おはしも」（おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない）を厳守させる。
- ハンカチを鼻と口にあて、低い姿勢で避難する
- 上履きのまま運動場に出て並ぶ。
- 事務は「欠席・遅刻・早退ボード」を携行する。
- 担任は必ず出席簿を携行する。

- 各学級異常の有無を報告する。担任⇒学校長
- 不明者があれば教職員が2グループにわかれて、携帯電話と担架等（保健室）を携帯し捜索する。
- 発見したら、携帯電話等で連絡を取り合い（校長・他のグループ）救出する。
- 救出が完了したら校長に報告する。
- 養護教諭が処置にあたる。



保護者・地域・関係機関との連絡

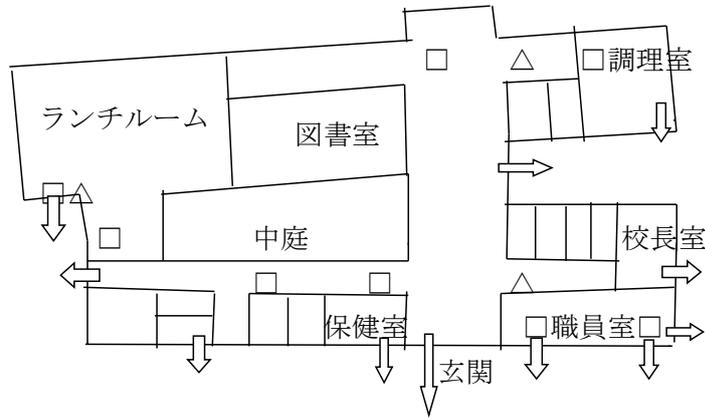
- 自衛消防本部長（校長）は、教育委員会に被害状況を報告する。
- 本部は、生徒への対応を決定する。
 〈学校保護・保護者引き渡し・下校〉
- 緊急時の下校体制（教職員が通学路の安全確認をする。また保護者に電話連絡をする等の処置）をとる。

- ※自衛消防本部長・校長（班の成員は状況により適宜決定）
- 消火班……………用務員・養護教諭・近くにいる教職員
- 通報連絡班……………教頭・事務職員
- 避難誘導班……………学級担任・授業中の場合は授業者

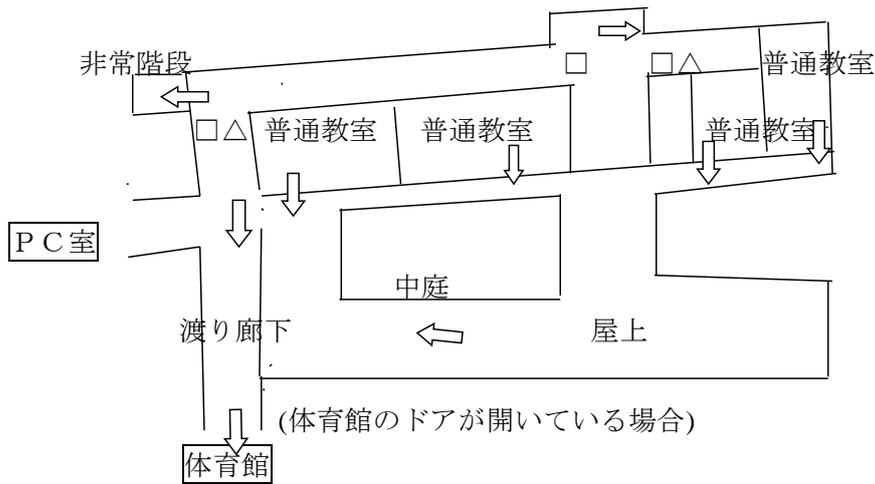
葉山中学校消火設備・校舎避難経路図

□ = 消火器 △ = 消火栓

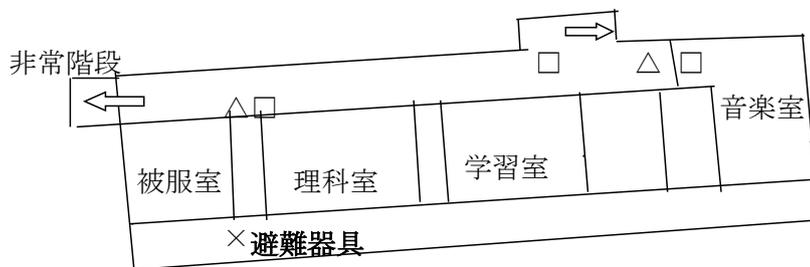
[1階]



[2階]



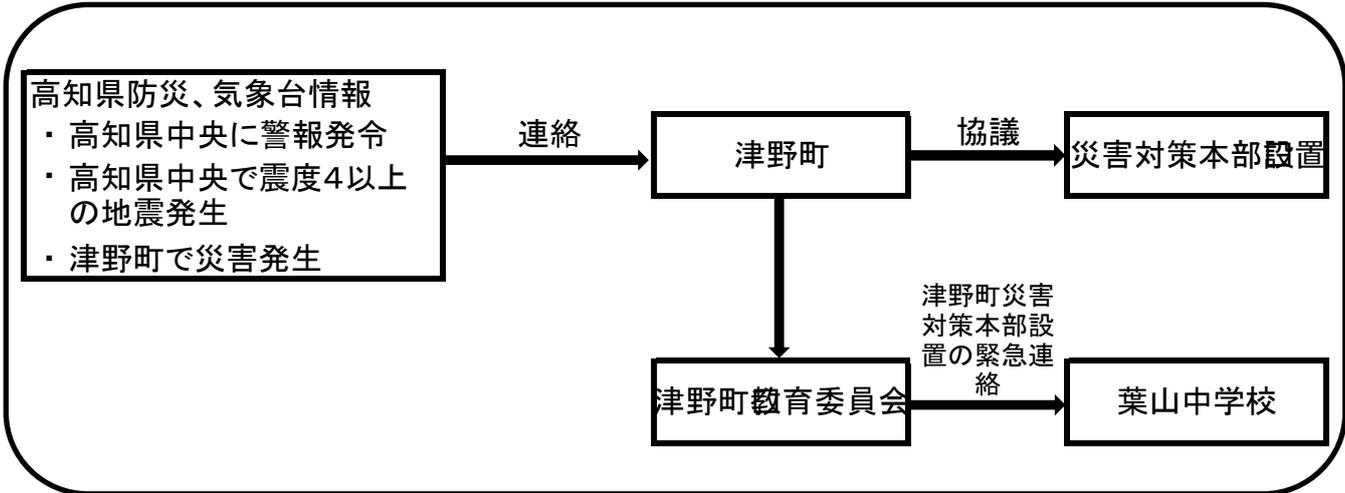
[3階]



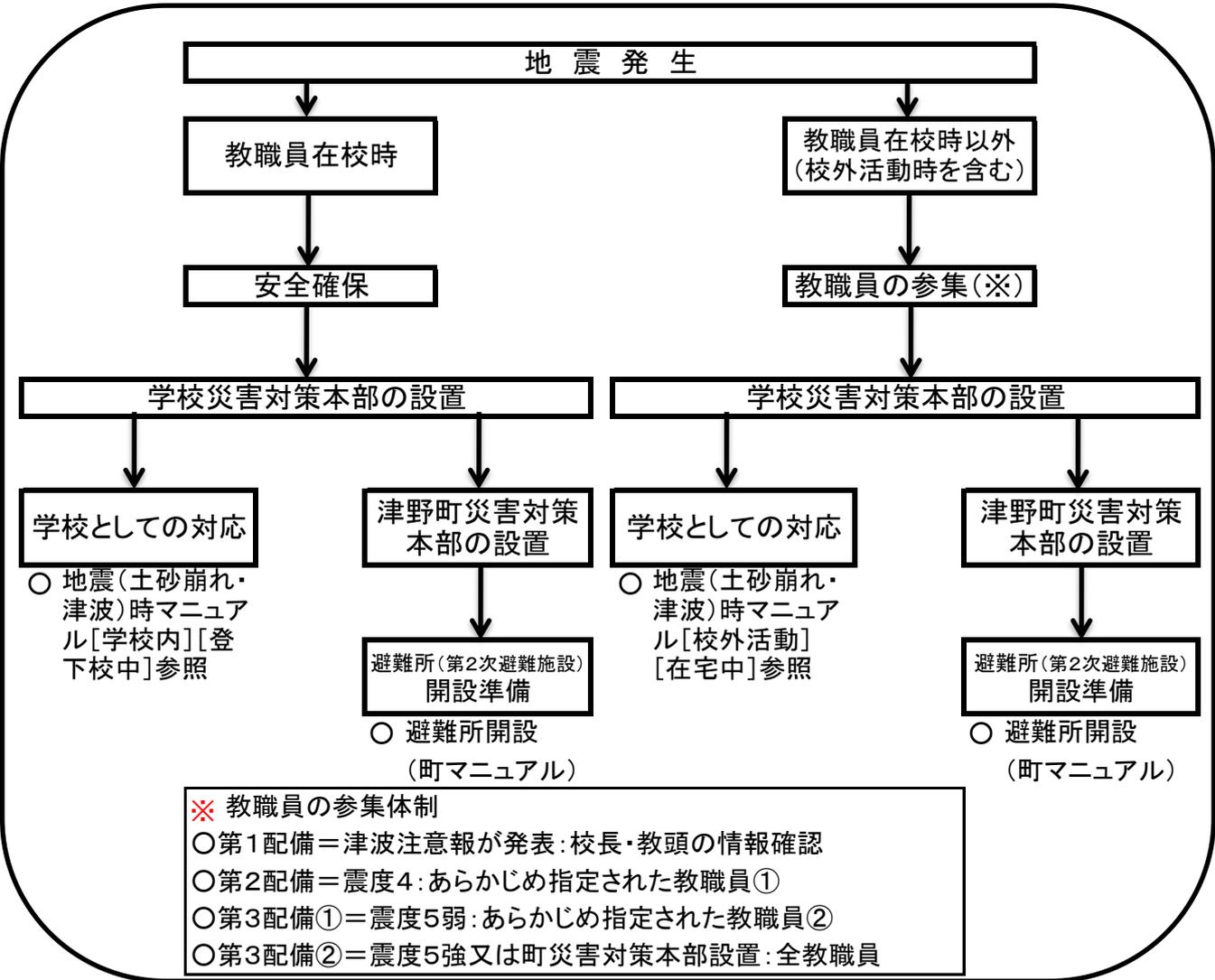
地震（土砂崩れ・津波）時の危機管理体制

※ 津野町災害危機管理態勢に関する要項に基づき作成

【津野町】



【葉山中学校】



地震発生時の校内での場所別指示と行動

場 所	教 師 の 指 示	生徒の行動
普通教室	「机の下に避難しなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 ○ 机がない場合は、中央に集合させ、姿勢を低くして頭部を保護させる。	○ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。
理科室	「火を消しなさい」 「棚から離れなさい」 「机の下に避難しなさい」 ○ アルコールランプはわずかでも揺れを感じた時点で消させる。 ○ 火・湯・薬品などのそばから離れさせる。	○ 火を消す。 ○ 実験器具などが入っている棚から離れる。 ○ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。
被服室	「姿勢を低くして、頭を手で守りなさい」 ○ 作業台にミシンやはさみ等危険を予想される物がある場合は作業台から離れさせる。	○ 器具などから身を守る。
音楽室	「机の下に避難しなさい」	○ ピアノから離れる。 ○ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。
調理室	「調理台から離れなさい」 「火を消しなさい」 「元栓を閉めなさい」 「棚から離れなさい」 「姿勢を低くして、頭を手で守りなさい」 ○ 湯がかかっているときは、火を消すことよりもコンロから離れるようにさせ、揺れがおさまったのち、火を消させるか、元栓を閉めさせる。	○ 器具などから身を守る。 ○ 火を消し、ガスの元栓を閉める。
技術・美術室	「机の下に避難しなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 ○ 作業中であれば作業機器・作業台から離れさせる。	○ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。 ○ 器具などから身を守る。
パソコン室	「机の下に避難しなさい」 ○ 揺れがおさまったら、電源を切って避難させる。	○ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。

図書室	「本棚から離れなさい」 「机の下に避難しなさい」	○ 本棚のそばから離れ、机の下に避難する
保健室	「棚から離れなさい」 「机の下に避難しなさい」 「ふとんをかぶりなさい」	○ 薬品棚から離れ、机の下に避難する。
ランチルーム	「机の下に避難しなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」	○ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。
廊下・階段・渡り廊下	「教室に入って、机の下などに避難しなさい」 「姿勢を低くして、頭を手で守りなさい」	○ 近くの教室に入り、机の下にもぐる。 ○ できるだけ中央により、ガラスや壁の落下物から身を守る。
トイレ	「姿勢を低くして、頭を手で守りなさい」	○ 近くの教室に入り、机の下にもぐるか、姿勢を低くし頭を守り揺れがおさまるのを待つ。
体育館	「中央に集まりなさい」 「姿勢を低くして、頭を手で守りなさい」 ○ 天井からの落下物に気をつける。 ○ ステージはさける。	○ 頭を守り、中央に集まり、しゃがむ。
プール	「プールのふちにつかまりなさい」 「プールから上がりなさい」 「バスタオルをつけて、はきものをはいて運動場に避難しなさい」 ○ 揺れがおさまったらすばやくプールからあげる。 ○ 体を保護するためにバスタオル、はきもの（客用スリッパ等）は、着用する。 ○ タオル、上履きは誰のでもよいことを知らせる。 ○ 教師は必ずプール内を確認をする。	○ プールサイドにつかまる。 ○ すばやくあがる ○ 誰のでもよいからタオルを身につけ、はきものをはいて運動場に避難する。
運動場	「姿勢を低くしなさい」 ○ 揺れがおさまったら中央に集める。	○ 姿勢を低くして揺れがおさまるのを待つ。

- ※ 教職員と生徒が離れている場合の対応（休み時間、放課後、部活動等）
- ・分散して、校舎内を巡回し、生徒の安全を確保する。
 - ・生徒の人員を確認する。
 - ・本部の避難指示を受け、必要に応じて、生徒をより安全な場所へ誘導する。
 - ・負傷者がいる場合は、応急手当をする。

地震（土砂崩れ・津波）時マニュアル

校外活動

地震発生

震度5以上(強震・烈震・激震)

教職員の対応

生徒への対応・留意点

生徒の安全確保

- ・状況の把握と的確な指示
- ・倒壊物、落下物への注意・指示
- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる
- ・パニックをおこさないように、声をかけて安心させる

揺れがおさまる

津波・土砂崩れ発生！

避難誘導

- ・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら、安全な場所へ避難の指示
- ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の3階以上へ避難
- ・土砂崩れの危険性がある地域では、すみやかに平地に避難
- ・生徒への不安を取り除く声かけ
- ・人員の確認
- ・負傷者の確認と応急手当

- ★あらかじめ次のことを確認しておく
- ・その地域の避難場所等の必要な情報
- ・家庭、学校等への連絡方法

学校への連絡

- ・学校等への状況報告
- ・校長からの指示を受ける

- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・状況に応じて、地域の方に助けを求める

- ・保護者へ状況を連絡する

生徒（必要であれば保護者）への巡回面談を実施する。

地震（土砂崩れ・津波）時マニュアル

在宅中

地震発生

震度5以上(強震・烈震・激震)

教職員の対応

児童等の対応・留意点

安全確保

揺れがおさまる

避難

学校等へ参集
(教職員)

生徒の

安否確認

自宅等での

確認

校内施設の被害状況
確認

生徒に関する情報の
集約

関係機関への報告

**土砂崩れ
発生!**

・身を低くし、頭部及び上半身を保護する

・ページ(2)の参集体制により学校に集合(通行可能であれば)

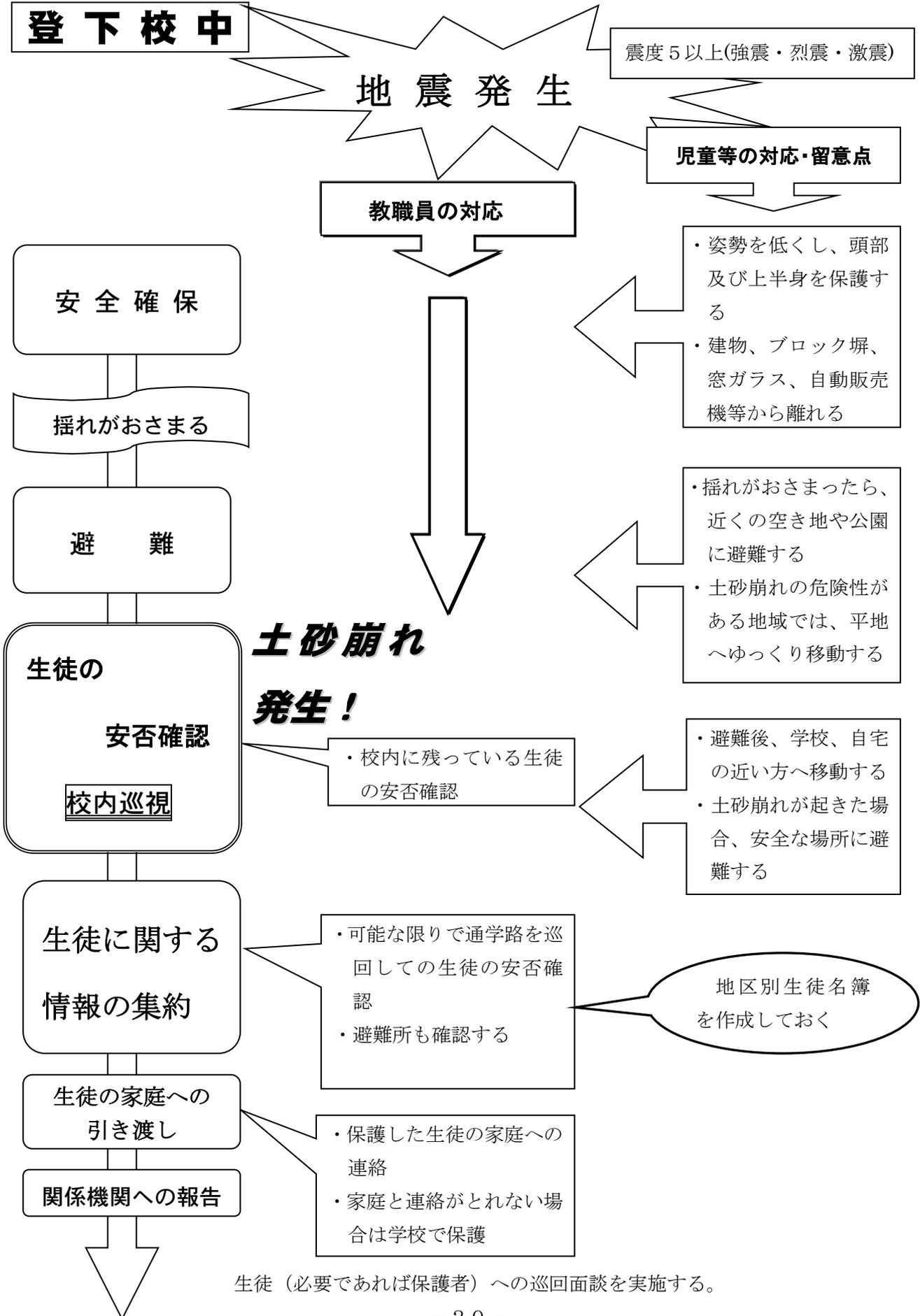
・指定されている場所へ避難する
・土砂崩れの危険性がある地域では、避難所へ避難する

・教職員の安否確認

・地区別生徒名簿を作成しておく
・担任及び学年団による確認

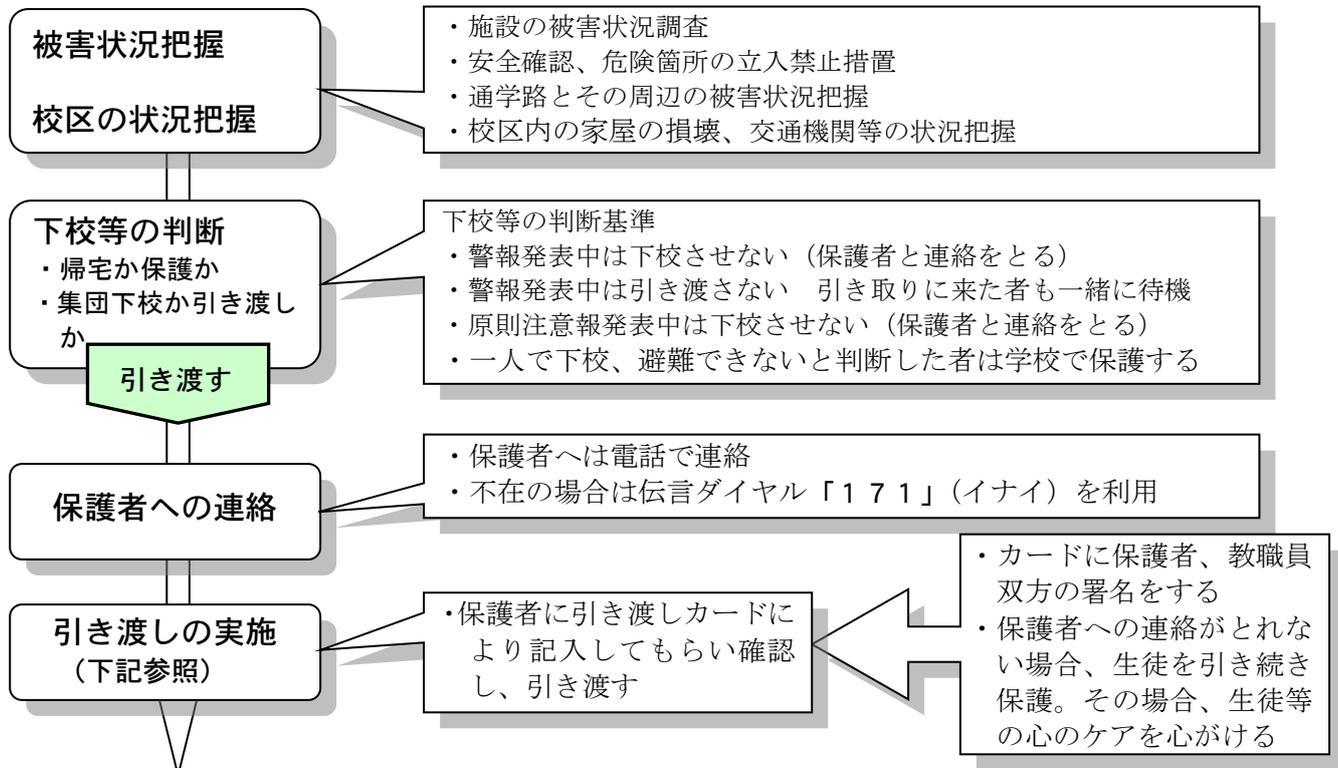
生徒(必要であれば保護者)への巡回面談を実施する。

地震（土砂崩れ・津波）時マニュアル



生徒等の保護者への引き渡し

〈教職員の対応〉



引き渡し方法

- (1) 生徒等は、ランチルームに学年ごとに集合する。保護者は図書室で待機する。
- (2) 引き渡し開始
 - ・学級担任に名前を告げて、引き渡しカードで確認をする。
 - ・兄弟姉妹がいる場合は、一緒に引き取る。
 - ・実際の場合に負傷した生徒等は、養護教諭に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。
 - ・生徒が不明な場合は、本部にて指示を受ける。

引き渡しカード	学年	生徒氏名		住所	電話
引き取り者1 保護者		生徒との関係		兄弟姉妹	年 氏名
引き取り者2		生徒との関係			年 氏名
引き取り者3		生徒との関係			年 氏名
引き渡し日時	月 日	時 分		教職員名	
避難場所1				特記事項	
避難場所2				特記事項	

学校再開に向けた対応

地震発生

震度5以上(強震・烈震・激震)

留意事項

被害実態調査

- ・生徒及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・教職員及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・学校施設等の被害状況確認
- ・ライフラインの被害状況確認
- ・通学路及びその近隣の被害状況確認

教育委員会等との協議

- ・校舎等の被害に対する応急措置
- ・校舎等の危険度判定調査
- ・ライフラインの復旧 ・仮設トイレの確保
- ・生徒の心理面への影響確認
- ・教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・通学路の安全確保
- ・避難した生徒の就学手続きに関する臨時的措置
- ・教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
- ・避難所における運営の支援

家庭訪問・仮登校

- ・生徒の心理面の状況把握
- ・登校生徒の確認と学級編成
- ・避難した生徒の把握
- ・生徒の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
- ・保護者への連絡方法の確認
- ・通学路における安全指導
- ・避難した生徒の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰等）

授業再開に向けた教育委員会等との協議

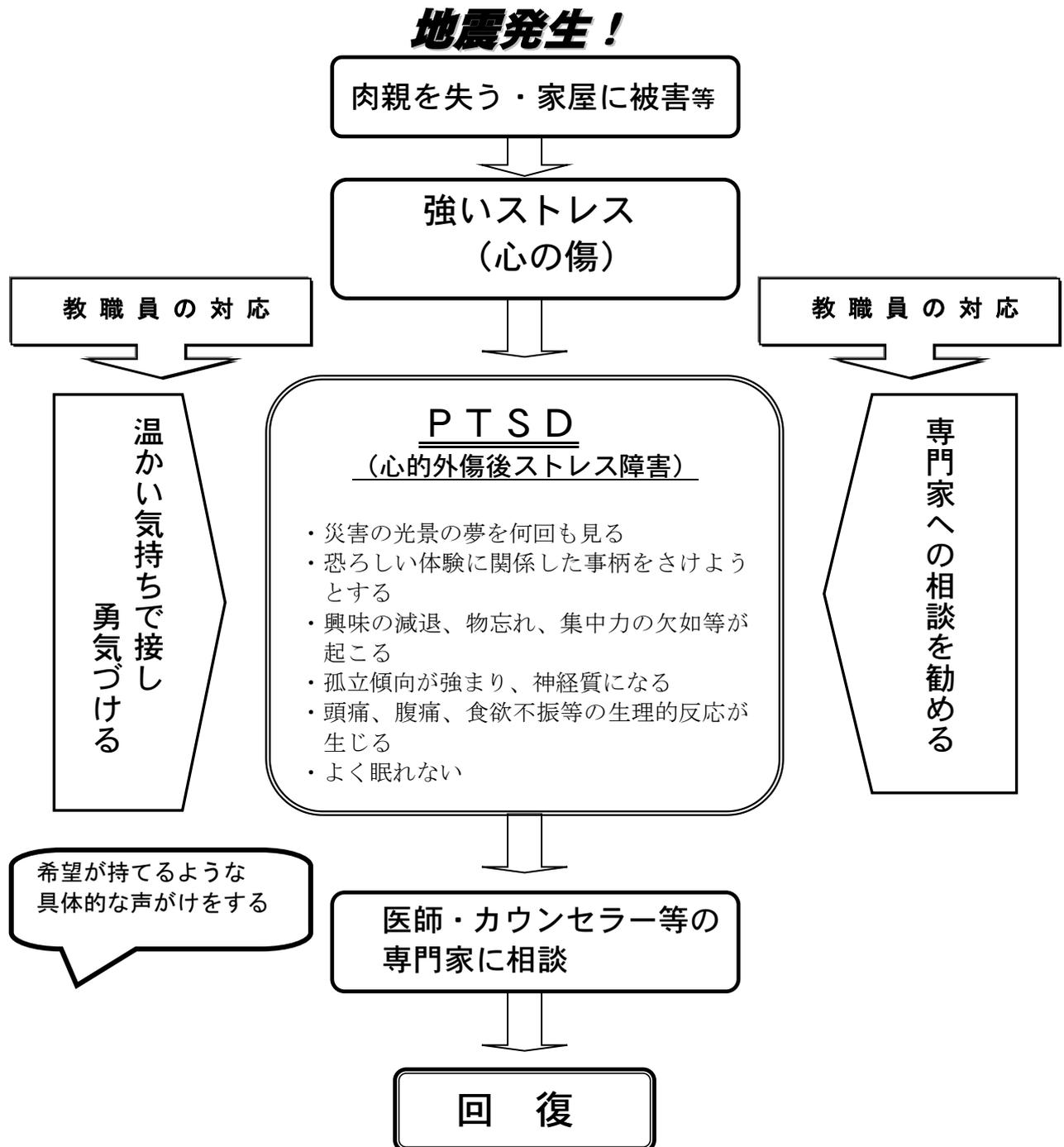
- ・校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- ・授業形態の工夫
- ・教職員の配置、不足教職員に対する授業等への対応
- ・教科書・学用品等の調達・確保
- ・学校給食の再開
- ・学費の援助等の支援
- ・授業再開に向けた日程の協議
- ・欠時数の補充と授業の工夫
- ・水道水等の保健衛生の措置
- ・生徒の心のケアの体制整備

学校教育の再開

生徒の心のケアについて ①

大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、生徒によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがあります。

このため、生徒の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となります。



生徒の心のケアについて②

災害後、生徒に現れる可能性のある症状とその対応

